

表2 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇とは、職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持・増進を図ることを目的として、職員の請求する時季に有給で取得できる休暇です。

【令和5年1月1日～令和5年12月31日※】

(単位:日)

区分	平均取得日数(日)
県内市町村(さいたま市除く)	13.6(11.8)
301名以上(32団体)	14.0(12.1)
101名以上300名以下(22団体)	12.2(10.6)
100名以下(8団体)	10.3(9.4)
全国市町村(指定都市除く)	13.4(12.0)
301名以上(533団体)	13.9(12.5)
101名以上300名以下(704団体)	12.3(10.8)
100名以下(484団体)	12.0(10.6)

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和5年4月1日～令和6年3月31日」

(注) 1 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。

2 ()は、令和4年の平均取得日数。

3 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。